

第 87 号

熊本県豊かな森林の保全に関する条例の制定について

熊本県豊かな森林の保全に関する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県豊かな森林の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、森林の有する国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、木材等の物質生産等の多面的機能（以下「多面的機能」という。）の維持増進に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、森林における土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、本県の豊かな森林を将来にわたって保全し、次の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、県内に存する森林の土地についての所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地所有権等」という。）を有する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、森林の多面的機能を維持するため、市町村、県民及び土地所有者等との連携協力により、森林の保全に関する施策を推進するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、森林の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、森林が多面的機能を有することを深く認識し、当該土地所有権等に係る森林の適正な経営管理を行うとともに、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携等)

第6条 県は、市町村が実施する森林の保全に関する施策について、市町村と連携協力を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

(国との連携等)

第7条 県は、国と連携協力して森林の保全に関する施策の推進を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第8条 土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第2項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- (3) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の種別及び内容
- (4) 土地売買等の契約に係る土地所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的
- (5) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(市町村長への通知等)

第9条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長（以下「関係市町村長」という。）に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。

(報告の徴収、立入調査等)

第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第8条第1項又は第3項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第8条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が多面的機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に

提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言)

第11条 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の森林の保全を図るために必要な事項について助言を行うものとする。

2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に当該助言の内容を伝達するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の届出に係る土地所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に対して、直接に、同項の事項について助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第10条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第13条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(森林内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第14条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、森林の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第15条 市町村が定める森林を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第14条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して30日を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

(提案理由)

森林の有する国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、木材等の物質生産等の多面的機能を将来にわたり健全に維持し、次の世代へ継承するため、県、県民及び土地所有者等の責務を明確にするとともに、所有権移転等に関する必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。